

平成23年度
公的資金補償金免除繰上償還に係る
公営企業経営健全化計画

井手町公共下水道事業

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：井手町公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和61年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	井手町	職員数（H23. 4. 1現在）	3
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 （年度） 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。)

2 財政指標等

資本費	180（H21年度）	財政力指数	0.42（H22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（H21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	—（H21年度）
経常収支比率（%）	85.6（H21年度）	実質公債費比率（%）	6.6（H22年度）
		将来負担比率（%）	—（H21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。)
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。)
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
- 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
- 該当なし

〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成23年度から平成27年度
計画策定責任者	京都府綴喜郡井手町長 汐見 明 男
既存計画との関係	第4次井手町総合計画
公表の方法等	議会・ホームページで公表
基本方針	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画並びに井手町行政改革実施計画（集中改革プラン）の成果を踏まえ更なる公債費の負担を軽減する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	7,909.8			7,909.8
	補償金免除額	1,834.6			1,834.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	30,330.5			30,330.5
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(1,208.8)	(13,592.0)		(14,800.8)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。
 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業	7,909.8			7,909.8
	合 計 (A)	7,909.8			7,909.8
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)	0			0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		7,909.8			7,909.8

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業	30,330.5			30,330.5
	合 計 (A)	30,330.5			30,330.5
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)	0			0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		30,330.5			30,330.5

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業	(1,208.8)	(13,592.0)		(14,800.8)
	合 計 (A)	(1,208.8)	(13,592.0)		(14,800.8)
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)	0	0		0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		(1,208.8)	(13,592.0)		(14,800.8)

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>昭和60年に着手した事業は、市街地を中心に整備を推進し、平成18年度より市街化調整区域の住宅地に都市計画税を課税して整備を進め、平成21年度末の人口普及率99%を越えました。以降、準工業地及び下水道整備計画内住宅等の整備を進める。</p> <p>このような状況において建設改良費の地方残高は、平成19年度末には、ピーク(3,565百万円)に達し、以降減少するが、地方債元利償還金は、平成27年度まで増加する。</p>
経営課題	<p>課題 ① 地方債元利償還金の増加</p> <p>下水道の整備促進に努めてきた結果、平成27年度まで地方債元利償還金の増加が続き経営を圧迫する。</p>
	<p>課題 ② 料金水準の適正化</p> <p>本町では、水道料金と下水道料金については、消費税導入時に課税せず、今日まで経営努力で内税としてきた。</p> <p>しかし、税の公平性からも未転嫁である消費税を外税化にし、課税することによる経営安定化を図る。</p>
	<p>課題 ③</p>
	<p>課題 ④</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
		（計画前5年度） （ 決算 ）	（計画前4年度） （ 決算 ）	（計画前3年度） （ 決算 ）	（計画前々年度） （ 決算 ）	（計画前年度） （ 決算 ）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	157	169	175	185	214	187	181	179	177	174
		(1) 営 業 収 益 (B)	113	123	130	136	141	141	143	143	144	144
		ア 料 金 収 入	106	117	123	128	133	133	134	134	135	135
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他	7	6	7	8	8	8	9	9	9	9
		(2) 営 業 外 収 益	44	46	45	49	73	46	38	36	33	30
		ア 他 会 計 繰 入 金	43	39	38	42	72	40	32	30	27	24
		イ そ の 他	1	7	7	7	2	6	6	6	6	6
		2 総 費 用 (D)	159	169	175	185	162	187	181	179	177	174
	(1) 営 業 費 用	71	81	84	95	76	101	98	99	100	100	
	ア 職 員 給 与 費	14	14	14	16	15	8	8	8	8	8	
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	57	67	70	79	61	93	90	91	92	92	
	(2) 営 業 外 費 用	88	88	91	90	86	86	83	80	77	74	
	ア 支 払 利 息	87	87	87	84	82	79	76	72	69	66	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他	1	1	4	6	5	7	7	8	8	8		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	-2	0	0	0	52	0	0	0	0	0		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	361	360	327	268	125	204	233	199	202	209
		(1) 地 方 債	188	169	158	100	32	46	65	26	25	25
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債										
		(2) 他 会 計 補 助 金	98	128	130	140	88	154	163	172	177	184
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	75	63	39	28	4	4	5	1	0	0
		(6) 工 事 負 担 金										
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	361	360	327	268	183	204	233	199	202	209	
	(1) 建 設 改 良 費	262	232	157	122	41	42	36	28	22	22	
	ウ ち 職 員 給 与 費	30	28	22	12	12	12	12	12	12	12	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	99	128	170	146	142	162	197	171	180	187	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	-58	0	0	0	0	0		

(単位:百万円, %)

年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-2	0	0	0	-6	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0									
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	9	7	7	7	7	1	1	1	1	1
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	7	7	7	7	1	1	1	1	1	1
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支										
黒 字 (P)	7	7	7	7	1	1	1	1	1	1
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	60.9	56.9	50.7	55.9	70.4	53.6	47.9	51.1	49.6	48.2
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	113	123	130	136	141	141	143	143	144	144
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	3,518	3,565	3,559	3,518	3,414	3,298	3,166	3,021	2,866	2,704

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	49	45	45	50	79	40	32	30	27	24
うち基準内繰入金	37	45	45	44	79	40	32	30	27	24
うち基準外繰入金	12	0	0	6	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	98	128	130	139	88	154	163	172	177	184
うち基準内繰入金	30	33	32	33	30	34	36	34	41	41
うち基準外繰入金	68	95	98	106	58	120	127	138	136	143
合 計	147	173	175	189	167	194	195	202	204	208

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率 [※] (%)	46.7	46.8	45.6	43.4	58.1	41.6	40.5	39.3	38.8	38.2
資本費 (円又は%)	154	183	187	180	183	188	195	203	206	206
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	60.9	54.9	49.0	54.4	70.5	53.6	47.9	51.1	49.6	48.2
繰入金比率	収益的収入分 (%)	31.2	27.6	26.6	27.8	33.4	31.1	27.9	26.3	24.9
	うち基準内繰入金 (%)	23.6	27.6	26.6	24.4	33.4	23.2	22.4	23.5	20.9
	うち基準外繰入金 (%)	7.6	0.0	0.0	3.4	0.0	7.9	5.5	2.8	4.0
	資本的収入分 (%)	27.1	35.6	39.8	52.1	70.6	75.5	70.0	86.4	83.0
	うち基準内繰入金 (%)	8.3	9.2	9.8	12.4	24.0	16.7	15.5	17.1	18.8
	うち基準外繰入金 (%)	18.8	26.4	30.0	39.7	46.6	58.8	54.5	69.3	64.2

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	整備済地域(住宅・工場)の下水道接続による有収水量の増加に伴う料金収入増を見込んでいる。併せて、大口使用の工場等の誘致を見込んでおり、累進使用料体系による使用料の増加を提言としている。今後の料金設定の見通しとしては、先ず消費税の外税化、その後、一般会計繰入金を基準内に収められるよう検討しています。
2 他会計繰入金の見込み	計画最終年度の平成27年度までは、下水道事業の継続的な遂行に伴い、地方債の元利償還金が毎年増加するため、一般会計繰入金が増加する。完全維持管理への移行時に基準外繰入金に依存しないような料金体系をとる必要がある。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資、資産売却等による収入の見込みは、ありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成23年度以降、下水道計画区域内の隣接住宅等の整備へ移行するため、建設改良費は減少する。そして、整備から維持管理への移行期に向けた取組として、老朽化した管渠・機械設備等の調査・点検委託を実施して、設備の延命並びに有収率の向上に取り組む。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	①	平成20・21・23年度と各1名の減員しました。平成23年度以降適材適所の人事異動で人件費の見直しをする。
○ 定員管理	①	平成19年度の計画策定にあたり2名の減員を計画し実施した。 平成23年度の計画作成にあたり1名の減員を計画し実施した。
○ 給与のあり方	①	以前から国の給与制度に準拠し、国にない制度等について点検を行っており、平成11年度に55歳昇給停止制度の導入や、平成14年度から給与制度是正など、府内の他市町村と比べても早くから取組を行っていきませんが、今後も引き続き点検を行い、給与制度の改革を行う。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	平成22年1月1日までに1号昇給抑制、枠外昇給の廃止、給料表の見直し、主事級の職務職階の適正化、地域手当の廃止等を行っている。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職員は配置していない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	20年以上1号・25年以上2号の特別昇給を廃止している。
◇ 福利厚生事業のあり方	①	職員互助会への補助金の廃止・個人給付の廃止を行っている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①	機械設備等のメンテナンスを平準化して行う必要があるため、維持管理費は継続的に費やさなければならぬが、管渠、機械設備等の調査・点検委託を実施して、設備の延命・有収率の向上に取り組む。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		指定管理者制度や民間委託は現在おこなっていない。また、今後の活用は未定である。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	有収水量の増加に努力する。①供用開始3年を経過した家庭へ訪問し接続要請を行い、下水道へ意識を向けてもらい水洗化率の向上を目指す。②本町の料金体系は累進制をとっているため、大口需要のある工場等の誘致に努める。平成21年度では、工場等の下水道使用料は本町の使用料収入（現年度分）の36%を占めている。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①②	段階的な料金の見直しが必要である。先ず第1段階として、転嫁していない消費税を、消費税率改定時(もしくは前後)に外税にする。第2段階として、維持管理へと移行する段階で料金改定の見直しを行う必要があると考えています。このしかるべき時期のために、事前に経営内容の検討を十分に行うと共に、様々な料金改定のシュミレーションを行い、最善の案を提案したい。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	①	(状況) 広報・ホームページにおいて、公表を行っている。 (方針) 公表内容の検討を行い、よりわかりやすい内容に変更し、広報とホームページにおいて公表を行う。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	①	(状況) 広報・ホームページにおいて、公表を行っている。 (方針) 公表内容の検討を行い、よりわかりやすい内容に変更し、広報とホームページにおいて公表を行う。
○ 行政評価の導入		
4 その他	①	元利償還金の増加については、この計画により低利な借換債により公債費の軽減に努めたい。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	平成20・21・23年度と減員を行った。平成23年度以降適材適所の人件費の見直しをする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	①人件費の削減や物件費の抑制、下水道使用料の消費税の外税化、料金の見直しを検討する。 ②今後も継続して口座振替の促進や夜間徴収を行い、徴収率の維持・向上を図る。 ③大口需要の企業誘致や各家庭を訪問し、接続要請を行う等、経営努力による有収水量の増加・料金収入増に努める。 以上、①から③により今後も欠損金が生じないように努めます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	今回の経営健全化計画の計画最終年度である平成27年度までは、元利償還金の増加に伴い繰入金は増加するが、投資的事業が終息する年度以降は、基準内繰入金で経営できる様、料金体系を見直しを図りたい。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画前年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)		(延長計画第4年度)
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	8,079	8,283	8,285	8,241	8,162	8,250			8,250	8,250	8,250		
		A 増減		204	2	-44	-79	88	171	0	0	0	0	0	0
		水洗便所設置済人口(人)	6,134	6,344	6,552	6,636	6,680	6,804			6,888	6,972	7,056	7,140	
		B 増減		210	208	84	44	124	670	84	84	84	84	84	336
	②	水洗化率(%)	75.9	76.6	79.1	80.5	81.8	82.5			83.5	84.5	85.5	86.5	
		C 増減		0.7	2.5	1.4	1.3	0.7	6.6	1	1	1	1	1	4
		有収水量(m³)	876,999	937,972	986,140	1,019,400	1,052,868	1,057,770			1,061,420	1,065,070	1,072,005	1,077,005	
		D 増減		60973	48168	33260	33468	4902	180771	3650	3650	6935	5000	19235	
	③	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	121	125	125	126	126	124			123	123	123	123	
		E 増減		4	0	1	0	-2	3	-1	0	0	0	0	-1
		料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)													
		F 増減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	③ 収納率(%)	87.1	88.5	89.0	89.2	89.3	89.4			89.5	89.6	89.7	89.8		
	G 増減		1.4	0.5	0.2	0.1	0.1	2.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	
	その他()														
	H 増減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	257,346	279,292	297,711	319,787	304,408	342,172			345,367	356,678	362,737	368,737	
		I 増減		21946	18419	22076	-15379	37764	84826	3195	11311	6059	6000	26565	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	32	34	36	39	37	41			42	43	44	45		
	J 増減		2	2	3	-2	4	9	1	1	1	1	1	4	
	⑥	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	259	267	274	290	217	298			304	319	317	322	
		K 増減		8	7	16	-73	81	39	6	9	4	5	24	
		汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	80	85	87	97	75	92			105	105	106	106	
		L 増減		5	2	10	-22	17	12	13	0	1	0	14	
	⑦	使用料回収率(%) $(E/K \times 100)$	46.7	46.8	45.6	43.4	58.1	41.6			40.5	39.3	38.8	38.2	
		M 増減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累積欠損金比率(%) (実績値)														
	延長計画の目標値														
	企業債現在高(百万円) (実績値)	3,518	3,565	3,566	3,512	3,450	3,372								
	延長計画の目標値														

(単位:千円・百万円)

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	106	108	110	119	119	121	改善効果額	90	10
		改善効果額			2	4	13	13			
①有収水量の増加	改善効果額	①有収水量の増加		1	3	12	12	14	42		
		②使用料の適正化						0			
		③収納率の向上		1	1	1	1	1	5		
経営の効率化	改善効果額	管理運営費	257	262	266	273	275	278			
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	44	43	44	30	30	30			
		改善効果額		1	0	14	14	14	43		
		⑤職員給与費の適正化		1	0	14	14	14	43		
		維持管理費(上記以外)の適正化							0		
		その他⑥()									
改善効果額											
当初計画改善効果額 合計									90		
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									10		

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

(単位:千円・百万円)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入					119	133		134	134	135	135		
		改善効果額						12		13	13	14	14	66	
		①有収水量の増加							8		9	9	10	10	46
		②使用料の適正化													0
		③収納率の向上							4		4	4	4	4	20
	その他④()														
	改善効果額														
	経営の効率化	管理運営費					275	342		345	357	363	369		
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの					30	20		20	20	20	20		
		改善効果額						10		10	10	10	10	50	
	⑤職員給与費の適正化						10		10	10	10	10	50		
	維持管理費(上記以外)の適正化()														
	その他⑥()														
	改善効果額														

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)

3 「経営の効率化」その他⑤の例:建設コストの削減(上下水共同施上の実施、上水の免置し技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行13列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行14列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…… (32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
法適用事業 = 20表01行03列
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 消費税未転嫁の下水道資料の外税化に取り組みます。
- 民間委託の取組状況 現在、民間委託は取り組んでいません。今後については、未定です。
- その他に記入された項目に関する取組等

延長計画改善効果額 合計 A	116
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B	0
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	0
A + B + C	116
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	2